

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石坂高坂停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市大字高坂字参番町 九七一番一地先から同市大 字高坂字参番町九六四番 二地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>二〇・〇〇〃 二七・六六</p>	<p>八・一六〃 八・六五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八三・八〇メートル</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>高坂駅東口第一土地区 画整理事業による拡幅</p>		<p>備 考</p>